

令和6年度町民税・県民税申告書の記載について

この手引きの内容は、地方税法の改正により変更になる場合があります。

1 「所得金額」について

事業所得 (営業等・農業)	収入・必要経費・専従者控除額を申告書裏面の「8 事業所得に関する事項」に記入して所得を求めた後、申告書表面の「営業等ア・農業イ」欄に収入金額、「営業等①・農業②」欄に所得金額を転記します。
不動産所得	貸家・地代・駐車場などの貸付による収入がある場合は、収入・必要経費・専従者控除額を申告書裏面の「7 不動産所得に関する事項」に記入して所得を求めた後、申告書表面の「不動産ウ」欄に収入金額、「不動産③」欄に所得金額を転記します。
利子所得	公社債や預貯金の利子・公社債投資信託などの収益の分配。収入がそのまま所得金額になります。(源泉分離課税されているものは除きます。)
配当所得	株式・出資金に対する利益の配当・剰余金の分配など。(源泉徴収税額がある特定口座の配当所得は分離課税されているため申告不要ですが、申告した場合は総合課税となります。)
給与所得	給与・賞与など。所得金額は「給与所得速算表(別表1)」を参照してください。 ※源泉徴収票のある人は申告書表面の貼付欄に貼ってください。源泉徴収票のない人(源泉徴収をしていない事業所に勤務している人など)は、申告書裏面の「6 給与所得の内訳」に記入してください。
雑所得	(1) 「公的年金等」、(2) 業務、(3) 「その他」に分けて計算します。 (1) 公的年金等 ：国民年金・厚生年金・企業年金など。所得金額は、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額に応じて「公的年金速算表(別表2-A~C)」を参照してください。 ※遺族年金・障害年金は非課税所得になります。(申告書表面の収入がなかった方の欄へチェックしてください。) (2) 業務 ：原稿料、印税、講演料またはネットオークションなどを利用した個人取引または品の配達などの副収入による所得、シルバー人材センター配分金など。 (3) その他 ：生命保険の年金(個人年金)、互助年金などの公的年金等または業務以外の所得。 これらを計算後に合算して「雑⑩」欄に記入します。 ※業務、その他の雑所得については申告書裏面の「10 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」に記入し、申告書表面の⑧、⑨欄に収入から必要経費を差し引いた金額を記入します。

給与所得速算表(別表1)

給与収入の合計額	給与所得額	備考
550,999円以下	0円	※1,628,000円～6,599,999円の収入金額は、次の算式により求めてください。 収入金額÷4,000=a (小数点以下切り捨て) a×4,000=A が収入金額となります。
551,000～1,618,999円	収入金額-550,000円	
1,619,000～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000～1,799,999円	収入金額A×60%+100,000円	
1,800,000～3,599,999円	収入金額A×70%-80,000円	
3,600,000～6,599,999円	収入金額A×80%-440,000円	
6,600,000～8,499,999円	収入金額×90%-1,100,000円	
8,500,000以上	収入金額-1,950,000円	

公的年金速算表(別表2-A)

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下		
年齢区分	公的年金の収入合計額	雑所得金額
昭和34年1月2日以後に生まれた人	600,000円以下	0円
	600,001～1,299,999円	収入金額 - 600,000円
	1,300,000～4,099,999円	収入金額×75% - 275,000円
	4,100,000～7,699,999円	収入金額×85% - 685,000円
	7,700,000～9,999,999円	収入金額×95% - 1,455,000円
	10,000,000円以上	収入金額 - 1,955,000円
昭和34年1月1日以前に生まれた人	1,100,000円以下	0円
	1,100,001～3,299,999円	収入金額 - 1,100,000円
	3,300,000～4,099,999円	収入金額×75% - 275,000円
	4,100,000～7,699,999円	収入金額×85% - 685,000円
	7,700,000～9,999,999円	収入金額×95% - 1,455,000円
	10,000,000円以上	収入金額 - 1,955,000円

公的年金速算表(別表2-B)

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下		
年齢区分	公的年金の収入合計額	雑所得金額
昭和34年1月2日以後に生まれた人	500,000円以下	0円
	500,001～1,299,999円	収入金額 - 500,000円
	1,300,000～4,099,999円	収入金額×75% - 175,000円
	4,100,000～7,699,999円	収入金額×85% - 585,000円
	7,700,000～9,999,999円	収入金額×95% - 1,355,000円
	10,000,000円以上	収入金額 - 1,855,000円
昭和34年1月1日以前に生まれた人	1,000,000円以下	0円
	1,000,001～3,299,999円	収入金額 - 1,000,000円
	3,300,000～4,099,999円	収入金額×75% - 175,000円
	4,100,000～7,699,999円	収入金額×85% - 585,000円
	7,700,000～9,999,999円	収入金額×95% - 1,355,000円
	10,000,000円以上	収入金額 - 1,855,000円

公的年金速算表(別表2-C)

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円超		
年齢区分	公的年金の収入合計額	雑所得金額
昭和34年1月2日以後に生まれた人	400,000円以下	0円
	400,001～1,299,999円	収入金額 - 400,000円
	1,300,000～4,099,999円	収入金額×75% - 75,000円
	4,100,000～7,699,999円	収入金額×85% - 485,000円
	7,700,000～9,999,999円	収入金額×95% - 1,255,000円
	10,000,000円以上	収入金額 - 1,755,000円
昭和34年1月1日以前に生まれた人	900,000円以下	0円
	900,001～3,299,999円	収入金額 - 900,000円
	3,300,000～4,099,999円	収入金額×75% - 75,000円
	4,100,000～7,699,999円	収入金額×85% - 485,000円
	7,700,000～9,999,999円	収入金額×95% - 1,255,000円
	10,000,000円以上	収入金額 - 1,755,000円

◎譲渡・一時所得

- 譲渡所得：自動車・機械・ゴルフ会員権・貴金属などの譲渡によるもの。申告書裏面の「11 総合譲渡・一時所得」の「総合譲渡」欄(譲渡した資産の保有期間が5年以内の場合は「短期」欄、5年を超える場合は「長期」欄)に記入して所得金額を求めます。
- 一時所得：金品・商品・懸賞金・競馬などの払戻金・生命保険の保険金などを受け取った場合は、申告書裏面の「11 総合譲渡・一時所得」の「一時」欄に記入して所得金額を求めます。譲渡所得と一時所得を表面の該当する収入金額欄、および譲渡所得と一時所得を合計して「総合譲渡・一時⑪」欄の所得金額に転記します。

◎下記所得がある場合は町ではなく税務署で確定申告をお願いします。

土地・家屋・株式・先物取引などの譲渡所得、山林所得
 なお、ここに挙げた所得は他の所得と分離して課税されます。

2 「所得から差し引かれる金額」について

- ◎**医療費控除** 本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために令和5年中に支払った医療費がある場合は、次の算式によって計算した金額を記入してください。

$$\text{（令和5年中に支払った医療費の総額－保険金などで補てんされる金額）－〔10万円（所得の合計額が200万円までの人は総所得金額等の5%）〕＝医療費控除額（最高200万円）}$$

※事前に個人・医療機関ごとに計算した医療費控除の明細書を記入し、医療保険者から交付された医療費通知書、医療費の領収書、補てん金のわかるものをご用意ください。

- ◎**医療費控除の特例『セルフメディケーション税制』**（記入欄は医療費控除と同じです）

健康増進や疾病予防に一定の取組を行っている人（予防接種・健康診断・人間ドックなどを受けている人。）を対象に、令和5年中に購入したスイッチOTC医薬品の購入費用がある場合は、次の算式によって計算した金額を記入してください。

$$\text{令和5年中に支払ったスイッチOTC医薬品の購入費用－12,000円＝控除額（最高88,000円）}$$

※事前に支払先・医薬品ごとに計算したセルフメディケーション税制の明細書を記入し、一定の取組を行ったことを明らかにする書類、スイッチOTC医薬品の領収書をご用意ください。

※申告者一人につき、従来の医療費控除とセルフメディケーション税制は、どちらか一方しか適用できません。

- ◎**雑損控除** 災害・盗難・横領により、住宅や家財などに損失を受けた場合に記入します。

※損害金額は損失を生じた日における時価によって評価し、警察や消防署などの証明が必要です。

- ◎**社会保険料控除（証明書・領収書を必ず提示・添付してください。）**

国民健康保険・国民年金・介護保険などの社会保険料を支払った場合に記入します。令和5年中に支払った金額の合計が控除額になります。

- ◎**小規模企業共済等掛金控除（証明書・領収書を必ず提示・添付してください。）**

第一種共済掛金または心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に記入します。令和5年中に支払った金額が控除額になります。

- ◎**生命保険料控除（生命保険料控除証明書を必ず提示・添付してください。）**

新契約（平成24年1月1日以後に締結した保険契約等）

一般生命保険料、個人年金保険料および介護医療保険料を支払った場合に記入し、それぞれの保険料ごとに計算します。「一般生命保険料」「個人年金保険料」「介護医療保険料」の住民税の所得控除限度額はそれぞれ28,000円ですが、合計した場合は70,000円が限度額となりますのでご注意ください。

旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）

一般生命保険料、個人年金保険料を支払った場合に記入し、それぞれの保険料ごとに計算します。控除の最高限度額は70,000円です。

※控除額は「生命保険料控除額（別表3）」を参照してください。

生命保険料控除額（別表3）

支払った保険料	控除額
平成24年1月1日以後に締結した保険契約等	
12,000円以下	全額
12,001円～32,000円	保険料×1/2+6,000円
32,001円～56,000円	保険料×1/4+14,000円
56,001円以上	28,000円
平成23年12月31日以前に締結した保険契約等	
15,000円以下	全額
15,001円～40,000円	保険料×1/2+7,500円
40,001円～70,000円	保険料×1/4+17,500円
70,001円以上	35,000円

- ◎**地震保険料控除（地震保険料控除証明書を必ず提示・添付してください。）**

家屋または生活用動産に係る地震保険料を支払った場合に記入します。また、平成18年12月31日までに契約した一定の長期損害保険契約（保険期間が10年以上で満期返戻金のあるもの）に係る損害保険料（旧長期損害保険料）は地震保険料控除として適用する経過措置があります。控除額は「地震保険料控除額（別表4）」を参照してください。地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合は、控除の最高限度額は合計で25,000円となります。なお、1契約で両方の控除の対象となるときには、いずれか一方の控除しか適用できません。

地震保険料控除額（別表4）

地震保険料 控除額	旧長期損害保険料	
	支払った保険料	控除額
支払った保険料の1/2の金額 （控除限度額は25,000円）	5,000円以下	全額
	5,001円～15,000円	保険料×1/2+2,500円
	15,001円以上	10,000円

- ◎**障害者控除（障害者であることを証明するもの（障害者手帳など）を提示してください）**

自己または同一生計配偶者や扶養親族が障害者であるときに記入します。普通障害者の範囲は、身体障害者手帳(3～6級)や戦傷病者手帳(特別項症から第3項症までであれば特別障害者)、精神障害者保健福祉手帳(2・3級)の交付を受けている人、療育手帳B・Cの人、65歳以上の人で障害の程度が障害者に準ずるものとして町長または福祉事務所長の認定を受けている人などです。特別障害者の範囲は、身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳④・Aの人、精神障害者保健福祉手帳(1級)、いつも病床にいて複雑な介護を受けなければならない人などです。控除額は「本人が受けられる障害者控除額（別表5）」ならびに「障害者を扶養している人が受けられる障害者控除額（別表6）」を参照してください。

本人が受けられる障害者控除額（別表5）

区分	控除額
障害者	260,000円
特別障害者	300,000円

障害者を扶養している人が受けられる
障害者控除額（別表6）

区分	控除額
障害者	260,000円
特別障害者	300,000円
同居特別障害者	530,000円

- ◎**寡婦・ひとり親控除** 次の(1)または(2)のいずれかに該当する場合に記入します。

(1) 寡婦控除：次の①または②のいずれかに該当する人。控除額は26万円です。

①夫と離婚したあと、再婚していない人で、扶養親族を有し、合計所得金額が500万円以下である人

②夫と死別した人や夫の生死の明らかでない人で、合計所得金額が500万円以下の人。

(2) ひとり親控除：現に婚姻をしていない人や、配偶者の生死の明らかでない人で、基礎控除額以下の生計を一にする子がいる人で、かつ合計所得金額が500万円以下である人。控除額は30万円です。

- ◎**勤労学生控除** 学生・生徒で給与所得などの勤労による所得を有し、合計所得金額が75万円以下で、かつ不動産・利子・配当などの勤労によらない所得が10万円以下の場合に記入します。控除額は26万円です。（学生証のコピーを添付してください。）

◎**配偶者控除** あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合に記入します。(昭和29年1月1日以前に生まれた人は、老人控除対象配偶者) あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は適用されません。控除額は「配偶者控除・配偶者特別控除(別表7)」を参照してください。

◎**配偶者特別控除** あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合に記入します。あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は適用されません。控除額は「配偶者控除・配偶者特別控除額(別表7)」を参照してください。

配偶者控除・配偶者特別控除額(別表7)

申告者の合計所得	配偶者控除	老人配偶者控除	配偶者特別控除							
			48万超 100万以下	100万超 105万以下	105万超 110万以下	110万超 115万以下	115万超 120万以下	120万超 125万以下	125万超 130万以下	130万超 133万以下
900万以下	330,000円	380,000円	330,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円
950万以下	220,000円	260,000円	220,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円
1,000万以下	110,000円	130,000円	110,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円

◎**扶養控除** (※別居の親族を扶養している場合には、申告書裏面の「14別居の扶養親族に関する事項」に必ず記入してください。)

あなたと生計を一にする配偶者を除く親族のうち、合計所得金額が48万円以下の扶養親族がある場合に記入します。控除額は「扶養控除額(別表8)」を参照してください。なお、16歳未満(H20.1.2以後生)の扶養親族がある場合は「16歳未満の扶養親族」に記入します。(控除対象外)

扶養控除額(別表8)

一般の扶養親族 (S29.1.2~H13.1.1生 ・H17.1.2~H20.1.1生)	330,000円	年少扶養親族 (H20.1.2以後生)	0円
特定扶養親族 (H13.1.2~H17.1.1生)	450,000円		
老人扶養 親族	380,000円		
その他(S29.1.1以前生)	380,000円		
同居老親等(S29.1.1以前生)	450,000円		

◎**事業専従者** (事業専従者がいる場合には、申告書裏面の「12事業専従者に関する事項」に必ず記入してください。※事業専従者は、配偶者控除、扶養控除の対象となりません。)

事業専従者給与を支払っている場合、その事業専従者について記入します。事業専従者給与は、事業を営む人が、生計を一にする親族のうち、6か月を超える期間、事業に専ら従事している親族に支払う給与です。白色申告者の限度額は、配偶者が86万円、その他は50万円です。

◎**寄附金税額控除(証明書・領収書を必ず添付してください)**

A:都道府県・市町村・特別区に対する寄附金、B:埼玉県共同募金会・日本赤十字社埼玉県支部に対する寄附金およびC:条例指定分に対する寄附金の合計が2,000円超過の場合に記入します。次の算式により計算した金額が住民税額から控除されます。Aの寄附金は①と②の合計額、BとCの寄附金は①の金額が控除額になります。(合わせた控除対象限度額は、総所得金額等の30%)

①(寄附金-2,000円)×10%

②(寄附金-2,000円)×(90%-0~45%[寄附者に適用される所得税の限界税率])(②の額は、個人住民税所得割の額の2割を限度)

◎**基礎控除**

合計所得金額により変動します。控除額は「基礎控除額(別表9)」を参照してください。

基礎控除額(別表9)

合計所得金額	基礎控除額
24,000,000円以下	430,000円
24,000,001~24,500,000円	290,000円
24,500,001~25,000,000円	150,000円
25,000,001円以上	適用なし

※一律330,000円の控除は令和2年度までとなっております。

◎**子ども・特別障害者等を有する人等の所得金額調整控除**

給与等の収入金額が850万円を超える人で、次の(1)~(4)に掲げる人の総所得金額を計算する場合、給与等の収入金額(その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円とする)から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます。申告書裏面の「16所得金額調整控除に関する事項」に記入してください。

- 本人が特別障害者に該当する人
- 23歳未満の扶養親族を有する人
- 特別障害者である同一整形配偶者を有する人
- 特別障害者である扶養親族を有する人

◎**給与所得と年金所得の双方を有する人に対する所得金額調整控除**

給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある人で、その合計額が10万円を超える人の総所得金額を計算する場合には、給与所得控除後の給与等の金額(その金額が10万円を超える場合には10万円)及び公的年金等に係る雑所得の金額(その金額が10万円を超える場合には10万円)の合計額から10万円を控除した残額が、給与所得の金額(子ども・特別障害者等を有する人等の所得金額調整控除の適用がある場合には、その適用後の金額)から控除されます。申告書への記入は必要ありません。